

第2次ふるさと向日市創生計画 令和6年度進捗状況

本計画では、令和6年度までを計画期間として、市が達成すべき重要な施策を中心にまちづくりに取り組んでまいりました。

このたび、本計画の令和6年度進捗状況をとりまとめましたので、お知らせします。

この資料は、市ホームページと情報公開コーナー（市役所本館2階）で閲覧していただけます。

（問）企画広報課 ☎874-1398



▲進捗状況はこちら

12月4日～10日は人権週間

12月10日は国連総会が定めた「人権デー」です。国内では、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」と定めています。

■人権について考えましょう

部落差別（同和問題）をはじめ、いじめや虐待、性被害などのこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティなどに対する不当な差別や偏見、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人がさまざまな人権問題を、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致問題の一も早い解決の必要性を多くの方にご理解いただくため、毎年12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間としています。

拉致問題は生命と安全に関わる喫緊の問題です。一人一人がこの問題について関心と認識を深めることができます。

この期間にあわせて、かぐやの灯（上植野浄水場配水塔）をシンボルカラーである青色にライトアップします。



▲昨年のライトアップの様子

■法務省の人権相談

電話は、おかげになった場所の最寄りの法務局につながります。相談は、法務局職員、人権擁護委員が受け付けています。

- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- こどもの人権110番 ☎0120-007-110



▲「人権週間」について
(法務省のホームページ)



▲その他法務省の人権
相談についてはこちら

（問）広聴協働課 ☎874-1409

ご意見をお寄せください

市は多くの行政課題を総合的に推進するための各種計画・施策を策定・実施していますが、このたび、3つの計画（プラン）を改訂・新たに策定することになりました。これらの案に、市民の皆さまの声を反映させるため、ご意見を募集します。

第3次ふるさと向日市創生計画改訂（令和8年度版）（案）

全ての市民の皆さんにとって「ふるさと」と思っていただけるまちづくりを推進するため、「第3次ふるさと向日市創生計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

本計画は令和11年度までを計画期間としており、毎年改訂を行うものです。

- 募集期間／12月8日（月）～令和8年1月7日（水）（必着）

●公表場所

- 情報公開コーナー（市役所本館2階）、企画広報課（市役所本館3階）、東向日別館3階、各地区公民館・コミセン
- 市ホームページ

（問）企画広報課 ☎874-1398

- 提出方法／意見提出用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファックス、電子メールで企画広報課（〒617-8665 住所不要、✉922-6587、✉kikakukoho@city.muko.lg.jp）へ。意見提出用紙は各公表場所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

第3次向日市男女共同参画プラン改訂版（案）

社会経済情勢の変化に対応して見直すこの、「第3次向日市男女共同参画プラン改訂版（案）」は、「すべての市民一人一人の人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市」の実現を市、市民、事業者が協働して、総合的、計画的に推進するための基本方針です。

- 募集期間／令和8年1月6日（火）～2月5日（木）（必着）

●公表場所

- 情報公開コーナー（市役所本館2階）、広聴協働課（市役所本館3階）、女性活躍センターあすもあ、東向日別館3階、各地区公民館・コミセン
- 市ホームページ

- 提出方法／意見提出用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファックス、電子メールで広聴協働課（〒617-8665 住所不要、✉922-6587、✉kyodo@city.muko.lg.jp）へ。意見提出用紙は各公表場所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

第3次向日市人権教育・啓発推進計画（案）

策定から10年目にあたる現行計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に実効性のある人権施策を進めることができるよう、新たに策定します。

- 募集期間／令和8年1月6日（火）～2月5日（木）（必着）

●公表場所

- 情報公開コーナー（市役所本館2階）、広聴協働課（市役所本館3階）、女性活躍センターあすもあ、東向日別館3階、各地区公民館・コミセン
- 市ホームページ

（問）広聴協働課 ☎874-1409

- 提出方法／意見提出用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファックス、電子メールで広聴協働課（〒617-8665 住所不要、✉922-6587、✉kyodo@city.muko.lg.jp）へ。意見提出用紙は各公表場所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

□いずれも□

- 提出できる方／市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する個人または団体。そのほか、本計画の策定に関して利害関係を有する方。

- 意見の取り扱い／寄せられたご意見の概要と市の考え方を、後日、市ホームページなどで公表します。個々のご意見に対しては直接回答いたしません。あらかじめご了承ください。

●特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	8,194円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	7%
手当の種類(令和6年度)	8
代表的な手当	清掃特殊勤務手当

職員の任免および職員数に関する状況

●職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	職員数(人)		対前年増減数
部門	令和6年度	令和7年度	
一般行政部門	議会	6	6
	総務・企画	88	87
	税務	23	23
	労働	0	0
	農水	4	4
	商工	2	1
	土木	33	31
	民生	127	129
	衛生	35	34
	小計	318	315
			△3
特別行政部門	教育	43	44
	消防	0	0
	小計	43	44
公営企業等部門	水道	15	15
	下水道	4	4
	その他	25	21
	小計	44	40
	合 計	405	399
△6			

※1.職員数は一般職に属する職員数です。

2.条例定数の合計は486人です。

●職員の採用・退職(令和6年4月2日～令和7年4月1日)

区分	退職	採用
事務職	18人	10人
技術職	0人	0人
保健師・栄養士	0人	1人
保育士	2人	1人
技能労務職(用務・作業・校務・調理)	1人	0人
合 計	21人	12人

※再任用職員は含みません。

公平委員会の業務の状況

●措置の要求、審査請求の状況(令和6年度)

勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する審査請求	1件

※さらに詳しい情報は市役所本館2階の情報公開コーナーや市ホームページでご覧いただけます。

●地域手当(令和7年4月1日現在)

支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	234,120円
支給対象職員	全職員
支給率	8%
国の制度(支給率)	8%

向日市人事行政の運営等の状況

向日市職員の給与、職員数、勤務条件などの人事行政運営などを、市民の皆さんに知っていただき、市政に対しより一層のご理解とご協力をいただきたため、その概要を「向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づいて公表します。

○人事課 ☎874-1992

特別職の報酬等の状況

●特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	920,000円
	副市長	760,000円
	教育長	685,000円
報酬	議長	485,000円
	副議長	450,000円
	議員	410,000円
期末手当		6年度支給割合 3.45月分

分限および懲戒処分の状況

●分限処分の状況(令和6年度)

処分理由	降任	免職	休職	降給
勤務実績がよくない場合				
心身の故障の場合			11人	
職に必要な適格性を欠く場合				
その他				
合 計	0人	0人	11人	0人

●懲戒処分の状況(令和6年度)

処分理由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合				
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合				
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				
合 計	0人	0人	0人	0人

職員の給与等の状況

●人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(令和6年度末)	歳出額(A)	実質収支(歳入一歳出)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)令和5年度の人件費率
56,041人	24,522,717千円	1,564,814千円	4,348,638千円	17.7%	17.3%

●職員給与費の状況(令和6年度普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
359人	1,389,634千円	337,590千円	620,004千円	2,347,228千円	6,538千円

※職員手当には退職手当を含みません。

※普通会計とは、一般、特別など各会計で処理する範囲が自治体ごとに異なっているため、総務省が統一的基準で比較できるようにした統計上の会計区分のことです。一般、特別会計の決算額と異なる場合があります。

●職員(一般行政職)の平均年齢、平均経験年数および平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均経験年数	平均給料月額
向日市	42.1歳	14.6年	333,460円
国	41.9歳	19.7年	332,237円

●職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	向日市		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	225,600円	234,400円	220,000円
	高校卒	194,500円	207,400円	188,000円
				201,000円

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	284,592円	320,775円
	高校卒	—	—

手当の状況(主なもの)

●期末手当・勤勉手当(令和6年度)

1人当たり平均支給額	1,698千円	
令和6年度支給割合	期末	勤勉
6月		

向日市長
安日安

「師走」

市長コラム

Column

「師走」

①「師(僧)走る」説(師馳す)
年末に僧(=師)が各家を回つて読経や法事を行つて忙しく走り回つたことによ來する。
↓しはす説

②「年果つ／為果つ」↓しはす
「一年が果てる(終わる)」の意の「しはす」が音変化して「しはす」となり、当て字で「師走」となつた。

③「四時(じじ)果つ」↓しはす説
四季が終わる「年が尽きる」の意。

④「仕果つ」説
年末に僧(=師)が各家を回つて読経や法事を行つて忙しく走り回つたことによ來する。
↓しはす説

子どもの頃、「12月は教師も忙だと聞いた覚えがありますが、実際には諸説あります。

私は「師走」という語感よりも、「仕果つ」という語感よりも、「仕事納めの月で、仕事(仕)が果てる」とから。のちに「師」の字を当てた。

いざれにしろ、日本では昔から年末が大きな区切りとなり、新年を迎えるまでに残った仕事を片付けようとするため忙しくなりますね。

12月で1年が終わり新たな気持ちで新年を迎えること、つまり1年がリセットされること、が何よりも良いと感じています。

もちろん良い事が続いた1年であれば、終わるのが名残惜しい、つらい出来事や失敗があり、気持ちを入れ替えたいときには、新しい年を迎えることは大きな転換点になると思います。

私も残り1か月、やるべき事や課題は多いですが、慌ただしい中でも着実に前進し、気持ちよく新年のスタートを切れるよう努めてまいります。

市民ふれあい広場に被爆アオギリ二世を植樹しました

④広聴協働課 874-1409

終戦から80年を迎えた今年、原爆の悲惨さや平和の尊さ、生命の大切さを改めて考える機会として、市民を代表して広島の平和記念式典に参列していただいた市民の方と共に、被爆アオギリ二世の苗木を植樹しました。

広島の爆心地から1.3キロメートルの旧広島電信局の中庭で被爆したアオギリは、爆心地側の幹半分が熱線と爆風により焼けてえぐられましたが、樹皮が傷跡を包むようにして成長を続け、焦土の中で青々と芽を吹き、その姿は今も人々に生きる希望を与え続けています。

今回植樹した苗木は、その被爆したアオギリの種から育てられました。皆さんもぜひ、市民ふれあい広場に足を運び、その成長を見守ってください。

▲令和7年11月3日植樹後のアオギリ



広げよう 心のバリアフリー

～難聴者・中途失聴者～

難聴者・中途失聴者の方々は聞こえ方がさまざま、話すことができる人が多いです。ろう者と同じく外見から障がいが分かりにくいので、日々の暮らしの中で次のような困った経験があります。

■難聴者・中途失聴者の声

- 相手がマスクをしていると、口元が見えないため、口形を見て言葉を読み取ることができず、話しかけられているかどうかも分からぬことがある。
- 声で話ができるので聞こえる人と思われ、「筆談でお願いします」と言つても分かってもらえないことがある。
- 大きい声で言えば聞こえると思われるが、補聴器をしていると大き過ぎる声は逆に分かりにくいので、ゆっくり顔を見て話してほしい。

(協力:向日市難聴者協会)

まちで戸惑っている方を見かけたときには「なにかお困りですか?」「私にできることはありますか?」と顔を見て声をかけてみてください。

④障がい者支援課 874-3593、FAX932-0800



聴覚障がい者からの提示は「筆談で対応をお願いします」、各機関の窓口での提示は「筆談で対応します」という意味を表しています。

「ぐるっとむこうバス」停留所のネーミングライツ(命名権)を募集します

④まちづくり推進課 874-2942

高齢者や障がいのある方をはじめとする、市民の皆さまの移動手段であるコミュニティバスを持续可能な公共交通とするとともに、地域で公共交通を支えていただくことを目的として、停留所のネーミングライツを募集します。

●募集内容／停留所の名称、停留所の副名称

※副名称は、名称の横または下段にカッコ書きで(〇〇前)と掲載されます。

●掲載期間／3年間(令和8年4月1日～令和11年3月末まで)

●申込み／12月1日(月)～26日(金)の間に申込書に必要事項を記入の上、直接まちづくり推進課へ。

※公共施設が名称となっている停留所などは、対象外となる場合があります。

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲詳しくはこちら

●ネーミングライツ料

○停留所の名称／年間60,000円

○停留所の副名称／年間30,000円

※いずれも初年度は、名称変更に係る整備費用(実費 24,000円(税抜))が別途必要です。資材や輸送コストの高騰により金額が変動する場合があります。



ゼロカーボン推進補助金

④ゼロカーボン推進課 874-3499

～申し込みの締め切りが近づいています～

環境省が実施している重点対策加速化事業を活用し、太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池(エネファーム)、高効率空調機器(エアコン)購入にかかる補助金の交付を行っています。

※高効率空調機器(エアコン)は、「むこうdeカボの学び舎(21ページ)」でご案内しています。

●申込み／各種様式に必要事項を記入し、直接、ゼロカーボン推進課へ。各種様式は市ホームページからダウンロードできます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

■太陽光発電設備 ※非FITで蓄電池を同時設置した場合は、①と②両方申請可

補助額	非FITの場合	FIT or 非FITの場合
家庭用	①7万円／kW(上限なし)	②1万円／kW(上限4万円) + 1万円 ※⑤と同時設置した場合
事業所用	③5万円／kW(上限なし)	

■蓄電池 ※非FITの太陽光発電設備を同時設置した場合は、④と⑤両方申請可

補助額 (家庭用)	④1／3(上限6万円／kWh)	①と同時設置
	⑤1万5千円／kWh(上限9万円)	②と同時設置
	⑥5万円／kWh(上限なし)	単独設置(卒FITなど)

■家庭用燃料電池(エネファーム)

●補助額／(家庭用)

⑦1／2(上限80万円)

(太陽光発電設備および蓄電池と同時設置した場合)

■高効率給湯機器

●補助額／(家庭用)

⑧1／2(上限30万円)

(太陽光発電設備および蓄電池と同時設置した場合)



▲詳しくはこちら

申請時期 受付期間	太陽光 発電設備	蓄電池	家庭用燃料電池 (エネファーム)	高効率 給湯機器
設置前 令和8年1月30日(金)まで	① ③	④	⑦	⑧
設置後 令和8年2月27日(金)まで	②	⑤ ⑥		